

## 平成 29 年度公益目的支出計画実施報告書

### 【平成 29 年度(平成 29 年 4 月 1 日から 30 年 3 月 31 日まで)の概要】

1. 公益目的財産額	604, 713, 146 円
2. 当該事業年度の公益目的収支差額 (1) + (2) - (3))	37, 187, 704 円
(1) 前事業年度末日の公益目的収支差額	30, 999, 338 円
(2) 当該事業年度の公益目的支出の額	6, 188, 366 円
(3) 当該事業年度の実施事業収入の額	0 円
3. 当該事業年度末日の公益目的財産残額	567, 525, 442 円
4. 2の欄に記載した額が計画に記載した見込み額と異なる場合、その概要及び理由 平成 28 年度は財団創立 60 周年記念特別助成金の交付、平成 25 年度から隔年に実施している本事業に対する意見聴取及び会計簿冊の閲覧・調査のための学校訪問旅費交通費の支出、平成 29 年度から工業系高校人材育成コンソーシアム千葉に対する助成の開始により、公益目的支出額が計画よりも増加したものである。	

### 【公益目的支出計画の状況】

公益目的支出計画の完了予定 事業年度の末日	(1) 計画上の完了見込み	平成 125 年 3 月 31 日
	(2) (1)より早まる見込みの場合	

	前事業年度		当該事業年度		翌事業年度
	計画	実績	計画	実績	計画
公益目的財産額	604, 713, 146 円	604, 713, 146 円	604, 713, 146 円	604, 713, 146 円	604, 713, 146 円
公益目的収支差額	30, 040, 000 円	30, 999, 338 円	36, 048, 000 円	37, 187, 704 円	42, 056, 000 円
公益目的支出額	6, 008, 000 円	6, 809, 542 円	6, 008, 000 円	6, 188, 366 円	6, 008, 000 円
実施事業収入額	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
公益目的財産残額	574, 673, 146 円	573, 713, 808 円	568, 665, 146 円	567, 525, 442 円	562, 657, 146 円

【実施事業(公益目的事業)の状況等】

事業番号	事業の内容
公1	千葉県立高等学校の工業教育研究活動等に対する助成

事業の実施状況	
公益目的支出計画に基づき、次のとおり事業を実施した。	
1	助成対象事業
ア	生徒及び教員のための教育研究活動
イ	生徒の課外活動
ウ	産業界との交流事業
エ	国際交流事業
オ	生徒の進路指導
カ	広報活動
キ	その他必要と認めた事業
2	交付助成金
ア	個別助成金 500 万円
	京葉工業 18 クラス 826,000 円
	市川工業 19 クラス 872,000 円
	市川工業 (定) 8 クラス 367,000 円
	清水 9 クラス 413,000 円
	下総 3 クラス 138,000 円
	東総工業 12 クラス 550,000 円
	茂原樟陽 9 クラス 413,000 円
	館山総合 3 クラス 138,000 円
	千葉工業 20 クラス 916,000 円
	千葉工業 (定) 8 クラス 367,000 円
イ	団体助成金 110 万円
	千葉県高等学校工業教育研究会 100 万円
	工業系高校人材育成コンソーシアム千葉 10 万円
3	工業教育研究活動助成制度に対する意見聴取及び会計簿冊の閲覧・調査のための学校訪問
ア	期 間 平成 29 年 10 月 16 日から 11 月 30 日まで
イ	旅費交通費 76,880 円
(事業実施のための財源)	
法人会計における基本財産運用益(投資有価証券利息)から繰り入れ、なお不足分は正味財産を充当。	

## 【説明】

移行法人は、行政庁から公益目的支出計画の実施の完了の確認を受けるまでの間、公益目的支出計画に定めるところに従って、公益目的のための支出を適正に行う必要があります。

このため、移行法人は、公益目的支出計画の実施状況を明らかにする書類——公益目的支出計画実施報告書を事業年度ごとに作成し、監査を受け、理事会の承認を受けた後、定時評議員会に提供する必要があります。（整備法第 127 条第 1 項、同法規則第 43 条・第 44 条等）

また、移行法人は、公益目的支出計画実施報告書を、定時評議員会の日から 2 週間前の日から、主たる事務所に備え置き、開覧の請求があったときは、正当な理由なくこれを拒んではならないこととされています。（法人法第 129 条 整備法第 127 条第 6 項）

さらに、移行法人は、公益目的支出計画実施報告書及び法人法で定める計算書類等（各事業年度に係る貸借対照表、正味財産増減計算書及び事業報告並びに監査報告）を、毎事業年度の経過後 3 箇月以内に、移行可を受けた行政庁に提出しなければならないこととされています。（整備法第 127 条第 3 項）